

財務諸表の承認に係る事務局の確認事項について

	財務諸表 確認事項		事務局確認
提出書類	・提出期限の遵守（法第 34 条） 財務諸表及び添付書類の当該事業年度の終了後 3 か月以内の提出		令和 6 年 6 月 26 日に法人から市長への提出を確認した。
	・すべての必要な書類の提出（法第 34 条及び地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の業務運営等に関する規則第 10 条） 財務諸表：貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失の処理に関する書類、行政コスト計算書及びこれらの附属明細書 添付書類：事業報告書、決算報告書、監事及び会計監査人の監査報告書		すべての書類の提出を確認した。
財 務 諸 表 の 整 合	・事業年度の整合性 毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日（法第 32 条）		4 月 1 日から翌 3 月 31 日であることを確認した。
	・「地方独立 行政法人会 計基準」の整 合（法第 33 条）	重要な会計方針、表示科目、注記等の遺漏の確認	遺漏等の無い事を確認した。
		合計等の基本的な計数の整合	整合がとれていることを確認した。
		主要表と附属明細書、その他書類間の整合	整合がとれていることを確認した。
監 事 ・ 会 計 監 査 人 の 意 見	・監査報告書（監事・会計監査人）の考慮すべき意見の確認（法第 34 条 2）		監査報告書は適正な意見表示であり、考慮すべき意見はなかった。
	・監事の理事長又は設立団体の長への意見提出（法第 13 条）		理事長・市長への意見はなかった。
業 務 実 績 の 確 認 そ の 他	・事業報告書の確認 ・利益及び損失の処理等の遺漏の有無（法第 40 条） ・短期借入金の限度額超過の有無（法第 41 条） ・余裕金の不適切な運用の有無（法第 43 条） ・重要な財産の不適切な処分等の有無（法第 44 条）		行うべき事業が実施されていることを確認した。 利益の処分や余裕金の運用の適切性、また短期借入金や旭市以外からの長期借入金、重要な財産の処分がなかったことを確認した。